

ずばり町政を問う！



一般質問とは、年に4回ある定例会において、議員が町長や教育長に対し、町の施策の状況や方針、課題などについて直接質問することです。

令和6年第1回定例議会では、6人が7件の一般質問を行いました。

議員や特別職を対象に含めたハラスメント防止条例を制定するべきでは？



町長 議員は議員、特別職は特別職でそれぞれ検討すべき。

問 議会と行政が一丸となってあらゆるハラスメントに対し毅然とした対応を示し、取り組むべきである。予防の意味を含めて、ハラスメント防止条例を制定する必要性は高いと考える。

複合的に取り組むことが重要ではないか。この理念型の条例制定について町長の考えは。

答 ハラスメント防止条例制定にむけて取り組む意思はあるか。近年、他の自治体で特別職によるハラスメントの事例が増えていることも踏まえ、制定について前向きに検討する考えである。ただし議員を対象にした条例は、二元代表制の趣旨から、議員発議による条例制定が適切だと考える。

答 そもそもハラスメントは、事業所内でのみ発生する行為であるため、ハラスメントを防止するのは雇用主である。長は雇用主で町職員が被雇用者という関係であり、その間でのみ取り組むべきと考えるので、大きな枠組みで考える「理念型の条例」の制定は考えてはいない。

問 既存の規程に実効性を持たせるには、幅広くハラスメントの禁止を促す「理念型の条例」と組み合わせ、町が率先して

ゼロカーボンシティ宣言に基づく取り組みの具体的なイメージは？

町長 もみ殻活用の事業化の調査や、環境に関する啓発イベントの開催など。

問 当町は令和5年度に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。「地域の活性化」を目指すためには、町民が手軽に、ゼロカーボンに向けた取り組みに参加できるイベントや項目を企画すべきと考えるが、町長の具体的な考えは。

問 農業を基幹産業とする本町において「食品ロス」など食や農産物に関する分野での循環型社会の形成に取り組む例示がなかった。この分野についてのプラン等があれば伺う。また、このような取り組みをする団体等への支援を行う考えは。

答 もみ殻活用による事業化の可能性を調査しており、これが民間活力による町内の産業や雇用の継続的な創出につながれば、持続可能な経済循環となり、地域の活性化が期待できると考える。また、環境イベントを通じて、町民への啓発や機運の醸成を図っていききたい。

答 具体的なプランをあげるのは難しいが、廃棄物にかかるエネルギーの消費を抑えようとする取り組みに町民が関わることは有意義であり、ありがたく思う。取り組みについては、支援前提ではない形ですすめてもらいたい。ただ、団体等の取り組みについて声が上がってきた場合は、内容を精査し、同じ方向を向いて相互に協力していききたい。

脱炭素社会の実現に向けて、町民、事業者、団体等が一体となって取り組んでいけるよう執り進めたい。

パートナーシップ制度の導入の考えは？



町長 制度の理解を深め、必要性を検討し、判断する。

問 「婚姻」に関連する現行の法制度では「同性間」や「非婚」のカップルには異性間と同等の法的保護が及んでいないという問題がある。多くの自治体でパートナーシップ制度を導入し声をあげ、同性婚導入の機運を高めていく必要がある。

た場合は、円滑な導入が図られるよう執り進める。

問 国を動かすために地方から行動を起こす必要があると考える。当町に在住する当事者の方々は、既に様々な不利益を被っている状況にあることから早急に対応する必要があるのではないかと。

また、当町に当該制度が導入されていないことで、町内に潜在しているカップルは社会的な配慮を受けることができない現状になっていることから、当町においてもパートナーシップ制度を導入すべきだと考えるが、町長の考えは。

答 当町に当事者がいることは把握していなかった。町の実態も含めて調べ検討する。一方、診察室への同行などは医療機関との連携も必要であるから、他がどのような仕組みをとっているかも把握する必要がある。その上で導入について検討するため、時間をいただきたい。

答 本来は国において課題を整理し、適正な手続きを経て法整備がなされていくべきことである。故にこれまで町として導入の必要性を検討したことはなく、急いで導入する考えもない。今後、制度について理解を深め検討し、必要だと判断し

新十津川町における外国人労働者の受け入れ環境の整備が必要では？



町長 受け入れ環境を整備する考えは無い。

問 当町の建設業や介護施設では、海外から「技能実習生」等として20人弱の外国人労働者が就労している。特に福祉施設では人手不足が問題になっている。ポストコロナ社会における外国人労働者の在留資格の多様化に関する実態調査・研究も全国各地の自治体で進められている。本町の外国人労働者が安心して働き、暮らすことができるように受け入れ環境の整備を図るべきだと思うが、町長の考えを伺う。

答 外国人労働者の受け入れ環境整備には、町で管理する公営住宅や町有住宅への優先的な入居などが考えられる。しかしながら、それぞれの用途や目的をもって運営している施設なので、外国人労働者を優先する考えはない。

また、担い手不足を解決する手立ての全てが、外国人労働者の雇用確保と受け入れ体制の整備であるとは考え難く、受け入れ環境整備の考えは無い。

在宅高齢者等生活支援機器購入費助成事業の拡大が必要では？

町長 周知の強化に加え、対象機器や助成対象者の拡大を検討する。

問 「在宅高齢者等生活支援機器購入費助成事業に関する条例」は、在宅高齢者等の福祉の増進を目的としており、助成対象機器を「セラピー人形」「電動起立補助座椅子」「階段昇降機」「電話防犯機器」の4種類に限定している。利用実績は「階段昇降機」1件。「電話防犯機器」1件のみである。

布のほか、行政区にチラシを回覧した。
問 助成品目は、介護者の負担軽減が目的になっていないか。本人のための機器を追加する考えは。



西内 陽美 議員

利用の少なさの要因をどう捉えているか。事業の周知方法は。

答 目的に沿った事業効果が見込まれるのであれば追加するなど内容を検討していく。議員が挙げた集音器や骨伝導イヤホンも品目の一つとして考えていきたい。

答 利用がなかった「セラピー人形」は使用者または家族、福祉施設職員に一定の評価を得たので助成品目とした。認知症の方の暴言の抑止や徘徊の改善、介助者の見守りの負担軽減になるとの研究成果もあるので、その効果を伝えていく。周知については、広報誌への掲載や福祉フェアでのチラシ配

問 助成対象者の要件緩和は。

答 対象区分や対象品目と併せて検討していきたい。

保育園の待機児童や放課後児童クラブの受け入れについての今後の方針は？

町長 人材確保支援は継続。令和6年度内に、施設の在り方を検討する。

問 保育園の次年度の待機児童は0歳児で1名。一時保育サービスも対象クラスによっては利用できない状況である。放課後児童クラブでも定員40名に対し、応募は69名、3年生以上に待機児童が発生している。

とらえた施設の在り方の両面から検討する必要がある。

問 放課後児童クラブは、トイレや手洗い場、ロッカー設備などの不足が指摘されている。また、体育館の使用に制限を受けている。施設の在り方については早急な対策を取るべきだと考えるが、町長の考えはどうか。



三師 優美 議員

子育て世帯の転入が多く、児童数の増加が見込まれる中、どのように待機児童問題の解決を目指すのか。
答 保育園については、労働環境整備のためのシステムの導入経費や、保育士1名分の人件費を支援する。もし保育士が追加されれば、年度内の待機児童は0となる見込みである。

答 施設の在り方については次期「子ども子育て支援事業計画」の策定に間に合うよう、令和6年度中に評価・分析を行う。早い時期に解決できるように考えている。

放課後児童クラブについては、やむなく選考し、1、2年生を中心に57人の利用登録を受け付けた。待機児童は、運営を工夫していく中で対応が可能となれば、年度途中からでも受け入れたい。待機児童解消には、人材確保と、中長期的な保育二ーズを的確に

問 施設の改修や増築工事は、子どもたちの利用中に行うのは難しい。安心して子どもを預けられる新しい施設が求められるのではないかと。
答 どこに建てるかなども含めて令和6年度内に検討する。

旧商工会館や熱供給センターの耐震診断が必要ではないか？

町長 耐震基準は満たしていると考えられ、再診断は不要と判断する。

問 昭和60年に建設された旧商工会館は今年からドローンスクールとして活用されているが現在の耐震基準を満たしているのか。熱供給センターは大規模改修の後、構造計算が必要ではないのか。

わり事故につながったと思うが耐震性について問題はないのか。

答 平成12年改正は主に木造建築物に対するものであり、旧商工会館は該当しない。



鈴井 康裕 議員

答 旧商工会館は昭和60年に建造された鉄筋コンクリート造なので、昭和56年制定の新耐震基準を満たしていると考えている。熱供給センターは建物全体にかかる機器類を含めた積載荷重や、地震力などの外力等を考慮して、設計段階で構造計算を行っているため、新たな計算は必要ないと考える。

熱供給センターは鉄骨架台を支えるアンカーを太くし、壁も10cmほど厚くしたので問題はない。震度3〜4程度で全ての装置が停止するようになっているので耐震性は確保されている。

問 旧商工会館は1階が車庫と資材庫で北側に壁がない。平成12年の建築基準法にあるように耐久性を上げる耐力壁が必要では。熱供給センターは設計工期が終わってから、新たな外力が加

問 町の防災計画には「鉄筋コンクリート造であっても、年代が古い建物は耐震診断により耐震性を把握することができる」と記載されているが、必要性を感じないか。

答 法令にのっとっており、多額の費用も要するので行わない。